

2013年3月

お客様各位

労働金庫

投資信託に係る約款変更等のお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ろうきんでは法令等の改正に伴い、投資信託に係る約款の変更を予定させていただいております。また、投資信託のご購入に係る受渡日数の短縮化、および当金庫が把握させていただいておりますお客様の投資目的等についてお客様へ定期的にご報告・ご確認のお願いを実施させていただくことになりました。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款の変更

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する本人確認等、および「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」などを踏まえた反社会的勢力に該当しないことの表明・確約に関する規定の追加等を行うため、約款を変更させていただきます。

(1) 変更概要

① 構成の変更

投資信託に係る約款・規定（全7）を「投資信託総合取引約款」と「特定口座約款」に統合します。

名称	区分	改定前約款	
投資信託 総合取引約款	第1章 総合取引	労働金庫投信取引約款	
	第2章 保護預り取引	労働金庫投信取引約款	
	第3章 振替決済取引	投資信託受益権振替決済口座管理規定	
	第4章 累積投資取引		労働金庫投信取引約款
			株式投資信託自動けいぞく（累積）投資約款
			MMF自動けいぞく（累積）投資約款
	第5章 定時定額買付取引	公社債投資信託自動けいぞく（累積）投資約款	
第6章 振込先指定方式	労働金庫投信定時定額買付取引約款		
第7章 雑則	労働金庫投信取引約款		
特定口座約款	—	労働金庫特定口座約款	

② 記載の主な変更

約 款	条 項		変 更 内 容
投資信託 総合取引約款	4	本人確認等	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する本人確認等の取扱いの記載を追加する。
	5	反社会的勢力ではないことの表明・確約	「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」などを踏まえて、反社会的勢力に該当しないことの表明・確約の取扱いの記載を追加する。
	66	通知の効力	当金庫の責に帰すことができない事由によりお客様への諸通知が到着しなかった場合における取扱いの記載を追加する。
	68	非居住者について	非居住者に係る取扱いの記載を追加する。
特定口座約款	20	特定口座の廃止	「特定口座開設者死亡届出書」の提出時を追加する。

また、上記の他に、構成の変更に伴う重複事項の整理、字句の修正等を行います。

変更の詳細は、「投資信託約款変更新旧対照表」をご参照いただきますようお願いいたします。

(2) 変更手続き

本約款の変更にご同意いただける場合は、お手続きは必要ありません。

変更内容にご異議のあるお客様は、2013年4月19日（金）までにお取引店までお申し出いただきますようお願いいたします。

(3) 変更実施日

2013年5月1日（水）から変更後の約款を施行させていただきます。

2. 受渡日の変更

投資信託の購入に係る約定日から受渡日までの期間を短縮し、お客様への受益権の移転を早期化します。

(1) 変更内容

購入の受渡日（お客様の口座に受益権が記録される日）については、現在は約定日の翌営業日から4営業日後までの間で投資信託により設定させていただいています。

変更後は、投資信託の購入価額に適用される基準価額の基準日（以下、「購入価額基準日」）の翌営業日を受渡日とさせていただきます。（お客様のお手続き等は変更ありません。）

【変更イメージ】

			4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日
購入価額基準日 =約定日	MMF 以外	変更前	約定日			受渡日	
		変更後	約定日	受渡日	←.....		
	MMF	変更なし	約定日	受渡日			
購入価額基準日 =約定日の翌営業日	変更前		約定日				受渡日
	変更後		約定日		受渡日	←.....	

* 売却の受渡日については変更ありません。（受渡日までの期間は、各投資信託の目論見書に記載されています。）

(2) 変更日

2013年4月5日(金)の注文分より変更させていただきます。

3. 「お客様ご確認シート」の送付

当金庫では、お客様の投資に関する知識や経験、資産の状況、および投資目的等に応じた適切なご説明やご案内をさせていただくために、ご相談時等にお客様に申告いただき、把握させていただいているお客様の基本的な投資目的等について、「お客様ご確認シート」（下記イメージ参照）によりお客様にご報告させていただくことになりました。



「お客様ご確認シート」は、お客様に定期的に交付させていただいております「取引残高報告書」に同封いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。また、投資目的等の変更がありましたら、お取引店までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、お客さまのお手元に「取引残高報告書」をお届けする時期は、投資信託のお取引状況等によって異なりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

4. 参照資料

- (1) 「投資信託総合取引約款・特定口座約款」
- (2) 「投資信託約款変更新旧対照表」

5. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上